<u>山形県内にお住まいの方で、山形県教育委員会が授与した免許状を再取得する場合、</u>提出書類を一部省略できます。

- ※免許法第5条別表第1・2・2の2 (学位の取得及び必要単位の修得)、法第16条 (教員資格認定試験に合格)の規定によるものに限ります。
- ※県外の学校卒業時に他県教育委員会から免許状を取得し、本県へ転居された方については、最初に 取得した免許情報を本県で確認できないため、提出書類は通常の授与願の手続きと同様となります のでご注意ください。

教育職員免許状授与願の出願について(山形県教委が授与した免許状の再授与)

有効期間の満了の日の到来により、教員免許状が失効した方(※)が、同一校種・教科の免許状を新たに取得する場合の手続きです。下記の書類を取りそろえ、出願してください。

なお、免許状は原則として出願を受理した月の翌月の1日付けで授与し、上旬に発送しております。 ただし、提出書類に不備があった場合は、この限りではありません。

(※) <u>免許状の左側の「有効期間の満了の日」の記載が、平成32(令和2)年3月31日、平成33(令和3)年3月31日、平成34(令和4)年3月31日などで、更新・有効期間延長の手続きを行わずに令和4年6月30日までに有効期限が到来した方です。</u>

なお、最初の免許状の取得後に新たな免許状を取得した場合、すべての免許状は最も遅い「有効期間の満了の日」まで有効です。免許状の有効期間は最も遅いものに自動的に統一され、一部の免許状のみ期限切れ失効することはありません。

記

①教育職員免許状授与願(様式第1号)

- ・複数の免許状を出願する場合は、それぞれについて出願が必要です。
- ・「1 免許状の種類」(○○教諭○○免許状) は必ず記載してください。「2 教科」又は「3 特別支援教育領域」は該当する場合に記載してください。
- ・授与する免許状に記載する氏名(本名)について、旧姓・通称名の併記(正式な呼称に加えて、 旧姓・通称名を続けて記載((例)山形 花子 (旧姓)宮城))を希望する場合は、事前にご 相談ください。また、授与願にもその旨を明記してください。
- ・内容に不備があった場合等に電話しますので、日中連絡が取れる電話番号を記載してください。

②山形県収入証紙 3,300円

・①の書類の貼付欄に貼付してください。消印しないでください(無効になります)。

③履歴書(様式第2号)

- 複数の免許状を出願する場合は、一部を写しの提出としていただいて結構です。
- ・「3 現に有する教員免許状」、「5 職業の履歴」等が枠内で記載しきれない場合は、別紙で記載していただいて結構です。

④最終学校の卒業(修了)証明書

- ・免許状取得時から変更がある場合、免許状の写しを提出できない場合に提出を要します。
 - ※教員免許状に記載されている最終学校に変更がない場合は、提出を省略できます(免許状に は最終学校を記載します)。
- 「卒業証書」の写しは不可につき、証明書を取得してください。

⑤失効した教員免許状の写し

・免許状を紛失し、提出できない場合は事前にご連絡ください。原簿情報を確認します。

⑥戸籍抄本(原本)

・県内において、現に学校に勤務する教育職員又は県の機関に勤務する職員で、所属長及び所轄 教育事務所長(市町村立学校の場合)を経由して出願する場合は、提出を省略できます。ただ し、免許状を取得後、現在の本籍地(都道府県)又は姓名が変わった場合は、提出が必要です。

⑦返信用封筒

- ・角2封筒(A4判が折らずに入る大きさ)に住所・氏名を明記し、120円切手を貼付してください。複数の免許状を出願する場合は、140円切手を貼付してください。
- ・折曲厳禁として発送いたしますが、郵便事情により免許状に折り目がつく場合があります。気になる方は、A4サイズのクリアファイル・厚紙を同封してください。その際は、140円切手を貼ってください。
- ・県内において、現に学校に勤務する教育職員又は県の機関に勤務する職員で、所属長及び所轄 教育事務所長(市町村立学校の場合)を経由して出願する場合は、提出を省略できます。
- ⑧複数免許状を出願する場合、①、②、③、⑤についてはそれぞれについて必要ですが、これら以外の書類は1部で結構です。

<出願の流れ>

